

第 15 号 議 案

長崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 8 年 3 月 11 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

長崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

長崎県公益認定等審議会条例（平成19年長崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（委員の任命）</p> <p>第3条 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益信託（<u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号の公益信託をいう。</u>）に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p>	<p>（委員の任命）</p> <p>第3条 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の公布及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条第1項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令（平成18年政令第303号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。